

# 愛・地球博記念公園園内ボランティア運営業務 委託先募集要領

## 1 事業の趣旨

愛・地球博記念公園は、2022年11月にジブリパークの開園を迎え、初めて本公園を利用する来園者が大幅に増加する見込みである。利用者数の増加を一過性にしないためには、利用者が「また来たい」と思えるような高い利用者満足度を維持していくことが必要となる。

これまで以上に増加が見込まれる外国人観光客や障害者、高齢者、子供連れといった利用者に対し、通訳や介助など園内の案内サービスを充実させるため、県民ボランティアを募り、長期的に園内で活動してもらう園内ボランティア事業を行う。

本事業を実施するに当たり、ボランティア運営に豊富な経験と高い専門性を有する受託候補者を特定するため、企画提案を募るものである。

## 2 業務の概要等

### (1) 業務名称

愛・地球博記念公園園内ボランティア運営業務

### (2) 業務内容

別添1「愛・地球博記念公園園内ボランティア運営業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 契約形態

委託契約

### (4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

※本業務委託は単年度契約となりますが、履行状況を踏まえ、最大令和7年3月まで契約更新を行う予定です。なお、各年度の本事業に係る予算が成立しなかった場合は、この限りではありません。

### (5) 委託金額限度額

19,151,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

※この金額は契約（予定）金額を示すものではない。

## 3 応募期間

令和4年3月25日（金）から令和4年4月13日（水）まで

## 4 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 過去5年間において、委託内容に類する業務を受託した実績を有し、本業務委託の遂行に必要な経験及びノウハウ（ボランティアの募集・運営や、関係団体との調整など総合サービスのスキル）を十分に有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 募集を開始した日から対象業務の見積りまでの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」 1 (1) アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (4) 募集を開始した日から対象業務の見積りまでの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (7) 企画提案書提出期限までに、愛知県会計局が作成する物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月）に登録され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。
- 大分類「03. 役務の提供等」、中分類「16. その他の業務委託」、  
小分類「03. 研修」、「06. 人材派遣」

## 5 応募方法等

- (1) 企画提案書の提出  
ア 提出書類

提出書類	内 容	規格及び制限枚数
(1) 企画提案書		
①企画提案書（表紙）	様式 2 を使用	A4 縦 1 枚
②業務の実施体制	様式 3 を使用	A4 縦 1 枚
③担当者ごとの業務実績等	様式 4 を使用	必要枚数
④会社の過去の同種・類似業務受託実績	様式 5 を使用	A4 縦 1 枚
⑤具体的な業務内容	様式 6 を使用	A4 縦 12 枚
⑥業務スケジュール	様式 7 を使用	A4 縦 3 枚
⑦経費見積書	様式 8 を使用	A4 縦 6 枚まで
(2) 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案者の概要が分かるもの</li> <li>・ 同種又は類似業務の契約書の写し及び概要が分かる資料</li> <li>・ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式 9 を使用)</li> </ul>	—

※規定ページ数を超過した場合は、それ以降の内容は評価対象としない。

※⑤⑥⑦については、2・3年目分も記載すること。

## イ 記述する内容等

A4 縦判・横書き・片面使用、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。また、各ページにはページ数を記載すること

### ①企画提案書（表紙）【様式 2】

- ・本事業を行うに当たっての基本的情報を記載すること。

### ②業務の実施体制【様式 3】

- ・本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。
- ・本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担を分かりやすく記載すること。
- ・県の窓口となる担当者は、主担当者と副担当者の 2 名以上の体制とすること。

### ③担当者ごとの業務実績等【様式 4】

- ・本業務の専任者及び業務を担当する者すべてについて作成すること。
- ・業務に関連する実績は過去 5 年間（平成 29 年 4 月以降に完了した業務）の同種又は類似業務の実績のある場合は記載すること。  
※「同種」とは中長期的なボランティアの事務局運営業務とする。「類似」とは短期イベントに係るボランティア募集や運営、研修等の業務とする。
- ・契約書の写し及び従事したことが分かる資料を添付すること。
- ・実績の概要については、具体的かつ簡潔に記載すること。

### ④会社の過去の同種・類似業務受託実績【様式 5】

- ・業務に関連する実績は過去 5 年間（平成 29 年 4 月以降に完了した業務）の同種又は類似業務の実績のある場合は記載すること（最大 10 件まで）。  
※「同種」及び「類似」の定義は上記③と同様とする。
- ・契約書の写しを添付すること。
- ・会社全体の実績を記載していただいて構いません。
- ・実績の概要については、具体的かつ簡潔に記載すること。

### ⑤具体的な業務内容【様式 6】

3 年間分の業務内容を記載すること。

#### (ア) 全体方針

仕様書に従い、本事業全体を通しての運営方針（基本的な考え方、目標、特徴・アピールポイント等）を記載すること。

#### (イ) 研修・人材育成

ボランティア応募者に対する研修計画（内容・回数等）、人材育成の基本的な考え方や実施方法を具体的に記載すること。

#### (ウ) 情報発信

本事業を効果的に周知し、多くの応募者を集めることに加え、来園者に本事業を活用してもらうためにどのような情報発信を行うか、具体的な実施方法を記載すること。

#### (エ) 既存ボランティア団体・NPO、近隣大学との連携

ボランティアの募集に係る既存のボランティア団体や NPO、近隣大学等との連

携方法について、具体的に記載すること。

(オ) 自主性の確立

将来的にボランティアが自立して活動を継続する体制を構築するために、必要となる配慮や基本的な考え方、現時点で想定される具体的なイメージを記載すること。

(カ) 待機時間の活動

語学・共生サポート活動中以外の時間（待機時間）を有効に活用できる提案について、具体的に記載すること。

(キ) その他 PR ポイント

また、本事業の実施効果を高めるために、事業実施にあたって独自性、独創的なアイデアや付加事業提案等について、具体的に記載すること。

⑥業務スケジュール【様式7】

- ・本事業全体のスケジュールをできる限り詳細に記載すること。
- ・2・3年目分のスケジュール（将来的にボランティアが自立して活動していくまでの流れ）を作成すること。

⑦経費見積書【様式8】

- ・様式8を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・参考として、2・3年目分の現時点での見積額を記載すること。ただし、提出した見積額は本事業を受託した場合の契約額を約束するものではない。
- ・単位は円とすること。

⑧参考資料

- ・提案者の概要が分かるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・様式9及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・共同事業体の場合は、共同事業体協定書の写し及び委任状を添付し、構成員ごとに「提案者の概要が分かるもの」及び様式9を提出すること。

ウ 提出部数

正本1部、副本9部とする。

（「共同事業体協定書の写し」及び「委任状」については、正本のみ）

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和4年4月13日（水）午後5時必着

※郵送の場合、提出期限の午前中に愛知県に必着のこと。

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る）、若しくは信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。

ウ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎5階

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課

管理グループ（担当：三浦・松田）

- (3) 本業務に関する質問の受付  
企画提案書に関する質問は、質問書（様式1）により提出すること。
- ア 受付期間  
令和4年3月28日（月）午前9時から令和4年4月1日（金）午後5時まで
- イ 提出方法  
愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課宛てに電子メールで提出すること。  
E-mail koen@pref.aichi.lg.jp  
※メールの件名は、「愛・地球博記念公園園内ボランティア運営業務委託に関する質問」とすること。
- ウ 質問の回答  
令和4年4月7日（木）までに県Webサイトに回答を掲載する。  
※企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。
- (4) その他
- ア 企画提案書の提出は、1事業者1案とする。
- イ 企画提案書の作成・提出に必要な経費は応募者の負担とする。
- ウ 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合、企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は、受理しない。
- エ 提出期限後の企画提案書の再提出及び差し替えは認めない。
- オ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- カ 提出書類は、必要に応じ複写（県庁内及び評価委員会での使用に限る）することがある。
- キ 企画提案書を提出した後に辞退する者は、辞退届（様式は任意）を提出すること。
- ク 業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。
- ケ 提出書類については、提案者の承諾なしに他の目的には使用せず、愛知県庁内部において厳重に管理する。

## 6 選定者事業者数

1者

## 7 企画提案書の評価・特定等

### (1) 評価・特定方法

- ア 提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づいて、県が設置する評価委員会において評価を行い、最優秀企画提案として特定する。
- イ 企画提案書を提出した者が5者を超える場合は、愛知県において書類選考を行い、上位5者を評価委員会の対象とする。
- ウ 書類選考及び評価委員会は非公開とし、企画提案書の特定に係る審査の経過等に関する問い合わせには応じない。
- エ 評価委員会への参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。また、評価委員

会に参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

(2) 評価委員会

ア 日付 令和4年4月26日(火)(時間未定)

イ 会場 愛知県庁内会議室

(3) プレゼンテーション

ア 評価委員会において実施する。

イ 企画提案書のプレゼンテーションは1者20分(説明10分、質疑応答10分)とする。

ウ パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は許可しない。

エ 追加の資料を配付することは許可しない。

オ 参加者は1者あたり3人以内とする。

カ 企画提案書に、会社名等が特定できるものを記載していた場合及びプレゼンテーションにおいて会社名が特定できる発言があった場合は失格とする。

(4) 通知

審査結果については、全企画提案者に対し、後日書面で通知する。

## 8 契約

(1) 契約の締結

業務実施にあたっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案書を提出した者から見積を徴収した後、契約金額を委託金額限度額の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。なお、万一契約に至らなかった場合は、次点の者と協議するものとする。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 契約の履行

契約の履行にあたっては、愛知県と十分協議して進めるものとする。

(4) 支払方法について

原則として精算払いとする。

ただし、事務の遂行に必要な場合は、資金計画に基づき、実情を勘案して契約金額の一部を概算払いにより支払うことができる。

(5) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除する。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 9 スケジュール(予定)

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 募集要項等の公表  | 令和4年3月25日(金)        |
| (2) 質問書の提出期限  | 令和4年4月1日(金) 午後5時まで  |
| (3) 質問書の回答    | 令和4年4月7日(木)         |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和4年4月13日(水) 午後5時必着 |
| (5) 評価委員会の開催  | 令和4年4月26日(火)        |
| (6) 審査結果の通知   | 令和4年4月下旬頃           |
| (7) 契約締結      | 令和4年5月上旬頃           |

## 10 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、応募は無効とする。

- (1) 所定の箇所に記名のない企画提案書を提出した場合
- (2) 一つの応募者が、複数の企画提案書を提出した場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (6) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (7) その他、重大な不備があり評価委員会が無効であると判断した場合

## 11 その他

- (1) 業務委託の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している担当者を置き、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行い、本事業に係る実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出した版下の使用权は愛知県に帰属し、今後、PR用物品等に自由に使用できるものとする。
- (5) 提出及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 12 問い合わせ及び書類提出先

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課 管理グループ

電話 052-954-6525 (ダイヤルイン)

052-961-2111 (代表) 内線 2672、2673

E-mail koen@pref.aichi.lg.jp